

学校教育法施行規則(一・二条)

第三章	定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合 その他(第百一条―第百四条)	一一四
第七章	中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校	一一五
第一節	中等教育学校(第百五条―第百十三条)	一一五
第二節	併設型中学校及び併設型高等学校の教育課程及び入学(第百十四条―第百十七 条)	一一六
第八章	特別支援教育(第百十八条―第百四十一 条)	一一七
第九章	大学	一一二
第一節	設備、編制、学部及び学科(第百四十二 条―第百四十三条の二)	一一二
第二節	入学、退学、転学、留学、休学及び卒業 等(第百四十四条―第百六十三条)	一一二
第三節	履修証明書が交付される特別の課程(第 百六十四条)	一一八
第四節	認証評価その他(第百六十五条―第百七 十三条)	一一八
第十章	高等専門学校(第百七十四条―第百七十九 条)	一一〇
第十一章	専修学校(第百八十条―第百八十九条)	一一一
第十二章	雑則(第百九十条・第百九十一条)	一一三

附則……………一三三

第一章 総則

第一節 設置廃止等

(学校の設備・位置)

第一条 学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。

② 学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

(私立学校の届出)

第二条 私立の学校の設置者は、その設置する大学又は高等専門学校について次に掲げる事由があるときは、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 目的、名称、位置又は学則(収容定員に係るものを除く。)を変更しようとするとき。

二 分校を設置し、又は廃止しようとするとき。

三 大学の学部、大学院の研究科、短期大学の学科その他の組織の位置を、我が国から外国に、外国から我が国に、又は一の外
国から他の外国に変更するとき。

四 大学における通信教育に関する規程を変更しようとするとき。

五 経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき。

六 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の

変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

第三条 学校の設置の認可・届出の手續

〔学校設置の認可・届出の手續〕
可申請書又は届出書に、次の事項（市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校及び中学校については、第四号及び第五号の事項を除く。）を記載した書類及び校地、校舎その他直接保育又は教育の用に供する土地及び建物（以下「校地校舎等」という。）の図面を添えてしなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 位置
- 四 学則
- 五 経費の見積り及び維持方法
- 六 開設の時期

〔学則の記載事項〕

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項

学校教育法施行規則（三―五条）

- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舎に関する事項

② 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

- 一 通信教育を行う区域に関する事項
- 二 通信教育について協力する高等学校に関する事項

③ 第一項各号に掲げる事項のほか、特別支援学校については、前条の学則中に、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十二条に規定する者に対する教育のうち当該特別支援学校が行うものに関する事項を記載しなければならない。

〔学則の変更〕

第五条 学則の変更は、前条第一項各号、第二項第一号及び第二号並びに第三項に掲げる事項に係る学則の変更とする。

② 学校の目的、名称、位置、学則又は経費の見積り及び維持方法の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、変更の事由及び時期を記載した書類を添えてしなければならない。

③ 私立学校の収容定員に係る学則の変更についての認可の申請又は届出は、それぞれ認可申請書又は届出書に、前項の書類のほか、経費の見積り及び維持方法を記載した書類並びに当該変更後の収容定員に必要な校地校舎等の図面を添えてしなければならない。

○教育職員免許法施行規則

(昭和二十九年一〇月二十七日)
文部省令第二六号

(改正沿革)

昭和三十一年文部省令第三号、二二二号、三四年二〇号、三六号、一八号、三九年二四号、四〇年三二号、四三年二四号、四四年二二二号、二五号、四五年二二二号、四七年二九号、四八年一六号、二九号、四九年一五号、三八号、五〇年二六号、五五年九号、六〇年二二号、六二年三三号、平成元年三三号、二年二二号、三年三〇号、四五号、六年一号、二〇号、七年五号、一〇年二八号、三八号、二年三三号、二二二号、三五号、四七号、五三三号、一三年文部科学省令二二二号、二八号、八〇号、一四年三三三号、三一三号、一五年三三三号、一六年一五号、二九号、三二二号、三六号、一七年四〇号、一八年三二一三号、一九年五五号、二二二号、四〇号、二〇年二二二号、九号、三四号

目次

第一章 単位の修得方法等(第一条―第十八条の三)	一九七三
第二章 認定課程(第十九条―第二十三条)	一九九三
第三章 相当課程(第二十四条―第二十六条)	三〇〇一
第四章 教員養成機関の指定(第二十七条―第三十条)	三〇〇一
第五章 免許法認定講習(第三十四条―第四十三条)	三〇〇三
第五章の二 免許法認定公開講座(第四十三条の二―第四十三条の六)	三〇〇五
教育職員免許法施行規則(一・一条の二)	三〇〇五

第六章 免許法認定通信教育(第四十四条―第五十条)	三〇〇五
第七章 単位修得試験(第五十一条―第六十一条)	三〇〇六
第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長(第六十一条の二―第六十一条の十)	三〇〇七
第七章の三 免許状更新講習(第六十一条の十一)	三〇〇九
第八章 教員資格認定試験(第六十一条の十二)	三〇〇九
第九章 中学校等の教員の特例(第六十一条の十三―第六十一条の十四)	三〇〇九
第十章 自立教科等の免許状(第六十二条―第六十五条の二)	三〇一〇
第十章の二 特別免許状(第六十五条の三―第六十五条の六)	三〇一五
第十一章 雑則(第六十五条の七―第七十六条)	三〇一五
附則	三〇二二
第一章 単位の修得方法等	
(単位の修得方法等)	
第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。)別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。	
(単位の計算方法)	
第一条の二 免許法別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第二十一条第二項及び第三項(大学院設置基準(昭和四十九年文部省	

令第二十八号）第十五条において準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項及び第三項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条に定める基準によるものとする。

〔基礎資格を取得する場合の単位の修得方法〕

第一条の三 免許法別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

〔幼稚園教諭の科目の単位の修得方法〕

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

〔小学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第三条 免許法別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及

び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

〔中学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」

美術 工芸	音楽	理科	数学	「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸	ソルフエージュ 声乐（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史 （日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ	

家庭	技術	保健	保健体育	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）	生理学及び栄養学 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	